

第二 あいりん地区の特殊性

一 あいりん地区の概況

(一) 本件道路使用許可申請に係る街宣活動は、主として、大阪市西成区の東北端に位置する、いわゆる「あいりん地区」(旧称 釜ヶ崎地区)の中心部において行われるものと思料されるのであるが、あいりん地区とは、西成区内

の太子一、二丁目、萩え茶屋一、二、三丁目、天下茶屋北一丁目、花園北一、二丁目及び山王町一、二、三丁目にわたる面積約〇、六二平方キロメートルの狭あいな地域に、推定人口約四万一、〇〇〇人が居住し、主として、これを対象とした宿泊所、飲食店、遊技場、古物商などが密集してゐる地域の総称である。

人口密度は一平方キロメートルあたり約六
万六、千三百人であり、これを府下の約四、六千人、大阪
市内の約一、五千人、西成区内の約二千人と比較
すれば、その超過密ぶりは容易に認識できる。

あいろん地区に居住する日雇労働者数は、流
動的でつかみ難いものの、年間平均的にはおよそ
一万四千三百人から一万七、千三百人と推定されるが、地区外

の飯場、事業所等に出つていた労働者が
地区内に歸つてくる、いわゆる「里帰り」現
象を呈する盆と正月の時期は、約二万人
程度に増加する。

これらの労働者とその家族は、簡易宿
泊所（一七九）、一般アパート（四三）、日払ア
パート（二七〇）、旅館（三〇）等を拠点に生

活しているが、これらの施設のほとんどは
一畳個室、二畳個室であって、徐々に改善
されつつあるものの非常階段、防火設備等
も不十分なものが多い。

また、この地区には、安易に利用できる
立ち飲み屋（一八四）、食堂（一九〇）、ホルモ
ン店（三〇）、喫茶店（一六四）、古物商（二五一）

等がある。

(二) この地区の労働者のうち家族持ちは、

主として一般アパート、日払アパート等を、

單身者は、主として簡易宿泊所を生活の

拠点としているが、これらアパートや宿

泊所の料金は、一畳個室で一泊五〇円程

度、三畳ないし四畳半で一〇〇〇円前後とな

っているところから、これらの代金が払えずに
道路の片すみや、公園等下野宿をするいわ
ゆる青カン組も少なくなない。

(三) この地区には、暴力団が二九団体（構成員

六〇九人）もあり、昭和五六年中においては

粗暴犯三三九件、銃砲刀剣不法所持四五件、
労働者を対象とした街頭賭博七五件、競

輪ノミ行為四件を檢舉している。

このほか、暴力手配師、不良労働者もしゅん動している。

また、昭和五六年中における行旅病人

の発生は三七人、変死人は九一人、精神病患者

の保護は五五人、泥酔者保護は五四人を数えている。

(四) 地区内労働者の殆んどは、日雇いあるいは

常雇いの形態で建設、製造、運輸、港湾荷役などの肉体労働に従事したり、一日、一か月の期間で契約を定めて飯場で働いたりしているが、最近の就労状況は次のとおりである。

就労形態別の人員は

。日雇就労(日々あがり)人紙合センターで求人

に依するもの)……………一日平均一、四〇〇人

・直行就労(事業所へ直接就労し、比較

的安定性があるもの)……………一日平均三、八〇〇人

・期間雇用就労(一日から一か月契約下

就労するもの)……………常時約五、〇〇〇人

・失対事業(職安分室扱い)……………

……………一日平均二〇〇人

。不就労——一日平均四〇〇〇ない五〇〇〇人

とみられ、これらの労働者の収入は、平均日額約
七〇〇円、又は、アブれた場合の失業給付金四一〇
円である。

これに対し支出面では、宿泊料金、食料代
等一日の生活費は平均四〇〇円とみられるが、多
くの労働者は、わずかな手持金すら街頭賭

博等の遊興に消費するものが多い、その
日ぐらゐの傾向が強い。

このため、就労できずに宿泊費がなくなれ
ば、市の更生施設への入所も嫌って野宿
をするという者が一日平均で、夏期には約
二〇〇人、冬期でも約一〇〇人を数えている。

反面、真面目に働いて健全な生活を営む

者もあり、地区内労働者を対象とする
あいりん銀行の預金残高は、昭和五
年七月末現在四億二八〇万円（六九八
四口座）となっている。

(五) 地区における一日は、概ね午前
五時ごろから始まる。

職を求め、あいりん紙合センターへ集る

者数千人、就労先の定まらぬところにいるいわゆる
直行組数千人の行動がはたまり、あいりん
総合センター前の尼崎平野線、国鉄環状
線新今宮駅、地下鉄動物園前駅及びそ
れらの周辺は、求人者と労働者でごった
がえす状況となる。

あちこち周辺の飲食店が一斉に閉店し、

朝食をとる労働者でいっぱいになる。

午前八時ごろ、これらの就労が一段落すれば、昼間は仕事にアブレた労働者や就労意思のない者数千人がめりこん総合センター及びその周辺をたむろーたり徘徊したりして時間をつぶす。中には昼間から飲酒して路頭に寝たり座り込んで話し込む者、ふらふらと目的

もなく徘徊する者、古物屋や露店で買物を
する者もあり、これらの混雑で、自動車の通行
も思うにまかせない状況になることもしばしば
である。

夕刻からは、仕事から帰って来た労働
者であふれ、飲酒した者も多くは、
けんかしたり大声でやめいたりする者が

加わって、前述のような雑然とした、しかも無秩序な状況が一層激しくなる、

深夜は、季節によって異なるが、夏季では、

午後二時ごろになって漸く宿所で寝る者が多くなり徐々に静かになっていくものの、

依然として道路には、泥酔者が寝ころんでいたり、野宿する者の姿が多数見受け

られる。

このような一日の中で暴行傷害、街頭賭博等の各種犯罪、い集事案、泥酔者等によるけんか口論、各種救急事案等が発生しているのがこの地区の様相である。

(疎乙第六号、
戊セ号証)

二 最近の治安情勢

(一)

あいりん地区においては、最近においても、毎年数

十件の集団不法事案(以下本意見書本文中においては「暴動事案」という)の寸前というべきい集事案の発生をみている。

地区内では、朝から飲酒して徘徊している者、

路上に寝そべっている者、 通行人に金品をせが

む者、 交通ルールを無視して車道を通行又は横

断し、通行車両の妨害をする者などスラム街
的な様相を呈しており、加えて前述の粗暴犯
や路上強盗、救急事案などが多発している。

また、この地区は、夕刻になれば仕事先から帰
つて飲酒した労働者であふれその状態が一層
激しくなる。

(二) この地区は、古くから「釜ヶ崎」と呼ばれ、大阪は

もとより、全国的にも治安状態の悪い街として知られており、地域住民、労働者、官公庁職員などやむを得ない人々以外はこの地区に近寄らず、また通行車両も最徐行を余儀なくされている状況である。このような状態のなかで口論、けんか、交通事故、火災など、細な事案がきつかけとなつてたちまち一〇〇人から数百人が集し、

その大部分が飲酒していることも加わり、無責任なせん動や流言飛語を流し、あるいは物を投げたり、シッターを蹴るなど興奮して騒ぎ出す事案がいたるところでみられている。なかでも旧庄吉街道（通称銀座通り）やセンター通り、萩の茶屋商店街ではこの傾向が著しい。

(三) 警察は、これらを暴動事案に発展させな

いたため警察官を多数配置し、事案の発生
即発見鎮圧の体制をとり、い集の原因となつ
てゐる者を迅速に説得、隔離したり、その他の
い集者に呼びかけ、早期に解散させかうじて
暴動事案に至る寸前で食い止めてゐるものが実情
である。

このように治安状態が悪いのは、故郷を捨て

あるいは家族を捨てて、この地区に流れてきて身寄りもなく単身で、しかも日雇労働者として、その日ぐらしの生活をしている者が大半であることによる。

これらの労働者は、仕事をして賃金を得れば宿所に泊るが、仕事ができれば野宿し、食物も満足に得られないというすさんだ生

活を繰り返しており、将来の生活設計も希望もない、いわゆる世の中に拗ねた者が多い、ためである。

したがって遵法精神に乏しく、また自らを律することもしようとし、ただ周囲の人の動きに付和随行し、あるいは流言飛語のたぐいをそのまま信用して、せつな的な行動に走るため、常に暴

走する危険性をはらんでいる。

(四) 以上述べたとおり、あいらん地区では、すき
 んだ生活態度をとり、心にうるおいのない、また
 世の中にたえず不平不満をもつ労働者が狭あ
 いな地域に密集して居住していること、加えて
 地区内極左暴力集団をはじめ、暴力団、不良
 労働者等の意図的せん動が地区内労働者を

いつなるとき、暴動へとかりたてるかもしれない
ことなどから、地区内の情勢は、暴動事案が
多発した当時も今も本質的には何ら変り
がないというのが実情である。

(疎乙第六号、第六号証)

三 集団不法事案寸前の集事案の発生状況

昭和四九年以降は、大阪府、大阪市等の関



係部門、警察、地域住民、業者団体等が一
体となった真摯な努力により、幸い暴動事
案の発生はみられなかったのであるが、けんか、
口論、火災、交通事故など極めて多様な事柄
に端を発し、たちまち多くの労働者等がい集
し、それが移動すれば興奮状態のうちに追
随してまわるなど暴動事案に至る寸前の状態

を呈したいわゆる集事案は、今もなお、毎年数十件の発生をみている。

本年も、八月末現在で一五件の発生をみているが、そのうち極左暴力集団のせん動による集事案は六件となっており、その主なものを例示すると次のとおりである。

○ 五月二三日午前九時五分ごろ、西成警察

署前において、地区内極左暴力集団、日中友好協会西成班構成員数名が、前日の同会構成員逮捕事案に関して、逮捕した仲間を返せと等抗議するとともに付近の労働者をせん動したことから約三〇〇人が集した。これに対して警察は、部隊を現場に配置し暴動事案を防止した。

。五月二七日午後七時四〇分ごろ、通称み
どりの広場付近で地区内極左暴力集団釜
ヶ崎日雇労働組合構成員 **黒田** **田中** ら
八名が、街宣車両を停車させて、マイクに
より、五月二八日三角公園で開催され
る全国日雇労働組合協議会結成宣言
集会の呼びかけを行い労働者をい集させ

たため警察官が道路交通法違反である旨
警告を行ったところ同構成員らは「ポリ公
帰れ、警察の弾圧は許さん」等とマイク放
送、シュプレヒコールをくり返すなどして、意
図的に付近の労働者をせん動したことが
ら約六〇〇人が集したが、警察は、部隊
を出勤させ同構成員一名を道路交通法

違反等で現行犯逮捕するとともにい集者の
の説得を行い暴動事案を防止した。

。五月二八日午後二時十分ごろ、通称

三角公園で行われた全国日雇労働組

合協議会結成宣言集会に参加していた

釜ヶ崎日雇労働組合書記長



ら七名は、集会終了後集団で銀座通り

を北上し、西成警察署前において「同志
を返せ」等のアピールをくり返したあと、広田
米穀店付近において警戒中の警察官に対
し「ポリ公帰れ」等野次・シュプレヒコールをくり
返すなどして付近の労働者をせん動した
ため、約一五〇人が集したが、警察は、部隊
を配置して右同組合構成員の隔離、い集

者の説得等の措置により暴動事案を防止
した。

。八月二日午前八時〇分ごろ、あいりん総合セ

ンター一階において、釜ヶ崎日雇労働組合

書記長  ら二〇余名は、労働者に

対し、就労申告書制度廃止阻止、職業安

定所抗議行動の参加結集の呼びかけを行

たつたあと、同センター三階に移動し、職安窓
口前にアスレ認定申請待ちのため並んでいた一
般労働者を押しのけて、携帯マイク等で
就労申告書制度廃止阻止を叫びながら竹竿
等で窓口を叩いたり、窓口内に置いてあった就
労申告書用紙数十枚を投げ散らすなどして騒
ぎ窓口業務の妨害を行った。

このため周辺に労働者約三〇〇人が集したが、これに対し、警察は部隊を出動させ暴動事案を防止した。

(疎乙第八号乃至第一号証)

四 集団不法事案の発生状況

多数の労働者等が群集心理にかられて暴徒化し、投石、放火、暴行、略奪などを無差別的に敢行する暴動事案は、昭和三六年八月一日に第一次事案が発生して以来昭和四八年六月一四日までの間に、合計二一回の多くを数えている。

また、これらの発生原因をみると、交通事故
 故、就労をめぐるトラブル、火災現場におけ
 る消防活動、泥酔者の口論、パチンコ店での機
 械の故障や店員の応接態度等極めて多
 なる事柄に端を発して労働者が集まり、これ
 を契機に暴力手配師や暴力団員あるいは極
 左暴力集団の活動家などが巧みに労働者

なぜ人動して暴動事案に発展させた例が多い。

とくに、昭和四七年六月、地区内に「暴力(悪徳)手配師追放金ヶ崎共闘会議」(「金ヶ崎日産労働組合の前身」)が結成された以降、発生をみた七件は、そのすべてが右共闘会議構成員により意図的にひきおこされ、あるいは拡大長

期化されたものである。

これらの暴動事案は一たん発生するとせん動された不良労働者が興奮激昂のうへに暴徒と化し、更には一般労働者も巻きこまれて最大時には数千人が暴力的群衆となり地区内はもち論、地区外までかけまわり勢の赴くままに、暴力によって法と秩序を踏み

じり、暴行、傷害、略奪、放火等相手かまわぬ無差別的凶行に及び、大規模な警察力を投入しても、なお容易には鎮圧し得ない事能はに発展し、しかもこうした騒ぎは処んどの場合、数日ないし十数日にわたって連夜継続する事が例となつてゐる。このため、真面目な労働者を含む地域住民を言い知れぬ不安と現実の危険の中に陥し入れ、暴動の釜を熾と

いう悪徳をぬぐい去らうとの各方面の努力を水泡に帰せしめるばかりでなく、暴動事案の発生に伴い求人が手控えられ、たゞ労働者の収入の道を閉ざし、更にはせん動された労働者が付和雷同して思ひぬ犯罪を敢行したあげく検挙されるなど、そのもたらす禍根はまことに計り知れないものがある。

(疎乙第二号、第二三号証)

第三 あいりん地区における交通上の問題点

一 道路交通の概要

1 道路

ア あいりん地区には、ほぼ中央を、新紀州

街道と旧住吉街道（通称銀座通

り）とが南北に通じており、この

両路線が、同地区の南端を東西

に走っている 津守阿倍野杭金線
と、北端をほぼ東西に通じて
いる 府道 尼崎平野線に接続し
ている。

また、このらの路線は、東は阪
神高速道路 阿倍野入路及び

阿倍野ターミナル、西は国道二六

号線につながるなど、大阪市域内の
幹線道路及び準幹線道路と密
接に関連している。

一方、その他の地区内の道路は、いず
れも歩車道の区別のない、幅員四メー
トルないしハメートルのいわゆる生活
道路として縦横に通じている。

(二) 交通流暢

前記の新紀州街道では、平日午前
七時から午後七時までの一二時間で
約二万の七〇〇台に達する自動車交通が
あり、銀座通りでも、同時間帯の
交通量は、約八五〇〇台を数えている。
また、地区内では、前述のとおり

幹線道路、生活道路を問わず、労働者のい集徘徊が随所にみられるが、とくに銀座通りでは、泥酔して路上に横たわる者、歩道の縁石に座つて放談する者、路上で飲酒する者等々により、地区内を通行する一般車両はもとより緊急執行する

パトカーにあってさえ、最徐行を余儀なくされている状況である。

二 交通事故

あいりん地区における交通事故の発生件数は極めて高率である。すなわち通行車両の多くが、前記のような地区の特殊事情から極度の徐行

運転を行つてゐるにもかかわらず、昭和
五六斗中、人身事故は、五四件で、死者
二人、傷者七〇人の発生をみておゝ、
同規模の交通事情のもとでは、劣悪
な発生実態を示してゐる。

三、い集事業が発生した場合の周辺交
通への影響

前記(二)(五八〜六〇頁)で述べたよう
な状況の中で、い集事業が発生す
れば、たちまち数戸あるいは数千に
及び、労働者により交通が遮断さ
れ、ときには、尼崎平野線、国道
二六号線、新紀州街道なども交
通制限を行い、これによって、広範な

区域の交通渋滞を及ぼすこととし
ばし^ばみられるところである。

(疎乙第一号証)